

1 市道において発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和4年12月6日	11,990円 (23,980円)	5割	令和4年9月22日、太田市西新町123番地1付近の市道において、相手方が自己の使用する乗用車を運転中、道路に生じていた段差部分を通過したところ、当該乗用車の左前輪タイヤが損傷したことにより、相手方に損害が生じたものです。
2	令和4年12月6日	7,563円 (15,125円)	5割	令和4年9月26日、太田市藪塚町1981番地付近の市道において、相手方が自己の所有する乗用車を運転中、道路に生じていた陥没部分を通過したところ、当該乗用車の左前輪タイヤが破損したことにより、相手方に損害が生じたものです。
3	令和4年12月6日	105,270円 (210,540円)	5割	令和4年9月27日、太田市藪塚町1979番地付近の市道において、相手方が自己の使用する乗用車を運転中、道路に生じていた陥没部分を通過したところ、当該乗用車の左前輪タイヤが破損し、及び左前輪ホイールが損傷したことにより、相手方に損害が生じたものです。

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

調整池の除草作業に伴う事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、報告するものです。

【 概 要 】

1 調整池の除草作業に伴う事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額	過失割合	事故概要
1	令和 4年12月 6日	40,596 円	10割	令和3年11月15日、太田市大原町108番6の調整池において、職員が除草作業中に除草剤を散布したところ、当該調整池の西側に位置する畑に作付けをされていた小麦の一部を枯れさせたため、その所有者である相手方に損害を与えたものである。

2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認しました。

3 損害賠償の支払い 境インシュアランスサービス(株)道路賠償責任保険にて対応しました。

4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和5年1月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 都市政策部 道路保全課 応急工事係 内線1111 32-3491 ダイヤル

3 損害賠償の支払い 全国市長会市民総合賠償補償保険にて対応しました。

4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和5年1月31日委員会協議会あてに報告します。

【備考】

* 問い合わせ先 行政事業部 花と緑の課 維持管理係 32-6599 ダイヤル

- 内容 【 2. 連絡事項 】
 ○公開 【 1. 可 】
 ○公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 氏名 大谷 健 内線2400

【 表 題 】

新年度予算のあらまし地区懇談会について

【 目 的 】

新年度予算の概要について市民へ説明し理解を得るとともに、市民参画と協働によるまちづくりを進めるため、市長と市民との自由対話の機会を設け、住民の意向を今後の市政に活かすことを目的とします。

【 概 要 】

1. 日程及び会場

日程	時間（概ね1時間）	会場	連絡先
3月16日（木）	午後6時～	太田行政センター	22-2603
3月17日（金）	午後6時～	宝泉行政センター	32-2688
3月19日（日）	午前10時～	木崎行政センター	56-1053
3月19日（日）	午後1時30分～	綿打行政センター	57-1041
3月20日（月）	午後6時～	生品行政センター	57-1055
3月22日（水）	午後6時～	蕪川行政センター	48-6853
3月23日（木）	午後6時～	毛里田行政センター	37-1059
3月24日（金）	午後6時～	藪塚本町中央公民館	0277-78-5411
3月25日（土）	午前10時～	鳥之郷行政センター	32-6854
3月25日（土）	午後1時30分～	九合行政センター	45-6978
3月27日（月）	午後6時～	休泊行政センター	49-0201
3月28日（火）	午後6時～	尾島生涯学習センター	52-2341
3月29日（水）	午後6時～	沢野行政センター	38-4281
3月30日（木）	午後6時～	強戸行政センター	37-4979

2. 参加者 地区住民を中心とした自由参加で、事前申し込みの必要はありません。
 3. 周知方法 広報おた、市ホームページ、行政センターだより及びSNS等。
 4. 実施判断 群馬県の警戒度が3以上になった場合は中止とします。
 また、警戒度に関わらず、感染状況を見極めながら開催の判断を行います。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 市民生活部 地域総務課 地域コミュニティ係

内線3612 47-1923ダイヤル